

厚生労働大臣 田村憲久殿

参議院議員 船後靖彦

2020年1月19日

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの訪問看護師等への

早期接種に関する要望書

平素から大変お世話になっております。
新型コロナウイルス対策に、連日取り組みいただき誠にありがとうございます。

厚生労働省は、2021年1月15日付けで新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る手引きを公表しました。その中で接種順位が示され、接種順位の上位の者には医療従事者等が含まれておりますが、その医療従事者等の中には、訪問看護ステーションの訪問看護師等は入っておりません。

厚生労働省は、新型コロナウイルスワクチンの接種順位が上位となる医療従事者等の範囲は、「新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接するかという観点から整理をしている」としてはありますが、訪問看護師等も新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接しており、感染の危険度は医療従事者等と変わりはありません。

この医療従事者等の範囲については、現在、新型コロナウイルス感染症対策分科会で議論されているところで、先日パブリックコメントを行い、今後は、パブリックコメントを踏まえて、分科会で引き続き検討を行うこととなっている、と聞いておりますが、分科会の検討を待つまでもなく、訪問看護ステーションの訪問看護師等は、接種順位の上位に加えるべきだと考えます。

コロナウイルス感染拡大と社会不安の増大からくる訪問看護現場の混乱を避けるためにも、厚生労働大臣に、以下、要望いたします。

1、訪問看護ステーションの訪問看護師等をワクチンの早期接種医療従事者の範囲に明記し、関係者に周知すること

以上